

# 横須賀市報

号外第 22 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

## 監査委員公表

### 横須賀市監査委員公表

#### 令和2年第9号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和2年8月11日付け横須賀市監査委員公表令和2年第7号をもって公表した定期監査結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年11月10日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦 彦
同	西 郷 宗 範
同	嘉 山 淳 平

[総務部]

1 収入に関する事務

原稿執筆に係る歳入手続きについては、令和元年6月6日に請求権が発生していたため、地方自治法に基づきこの時点で調定及び納入義務者に対して納入の通知をしなければならなかったが、令和元年6月21日に調定を行っていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。(人事課)

**措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、地方自治法の認識不足から生じたものであった。今後は、同法に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則第51条では、支出負担行為に必要な主な書類のうち債権者の請求書は、市長あてのものでなければならないと規定されているが、実務労働安全衛生便覧等の追録に係る消耗品費の支出において、請求書のあて名がないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。(人事課)

**措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 8月分の職員の市内出張旅費支給において、旅費支給事務取扱要領によれば、「通勤定期乗車券相当額を通勤手当として支給を受ける職員が出張する場合、出張経路上において通勤手当の定期乗車券支給対象区間が含まれるときは、当該区間にかかる旅費は支給せず、重複していない区間のみを乗車した場合の旅費を支給する」との規定に基づいて旅費を算出したものの、支給誤りがあった。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。(会計課)

**措置の内容**

旅費の支給不足については追給した。今後は、旅費支給事務取扱要領に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

(3) 防火・防災管理「新規講習」に係る旅費について、後払いとする出張で第8号様式乙出張命令書を作成していたが、出張命令書に出張者の押印がなく、また、令和元年6月19日に用務が終了しているが、令和2年5月17日時点で支出が行われていなかった。また、運行管理者等基礎講習に係る旅費についても令和2年1月23日に用務が終了しているが、令和2年5月17日時点で支出が行われていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。  
(総務課)

#### **措置の内容**

当該旅費については支出を行った。今後は、用務終了後速やかに適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

### **3 契約に関する事務**

(1) 本庁舎等清掃業務委託に係る完了検査について、契約事務取扱規程に基づき検査員及び立会人が連署した検査書により主管課長に対して報告する必要があったが、令和元年6月分及び9月分の検査書は課長決裁を得ておらず、同年10月分は、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。  
(総務課)

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

(2) 公用車車庫5階非常扉小破修繕に係る完了検査について、契約事務取扱規程に基づき検査員が署名した検査書により主管課長に対して報告する必要があったが、検査書に課長の決裁を得ていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。  
(総務課)

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

(3) 時間外システム運用支援委託に係る完了検査について、契約事務取扱規程に基づき検査員は検査書に署名のうえ主管課長に対して報告する必要があったが、令和元年9月分及び令和2年1月分の検査書は検査員の署名のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。  
(人事課)

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

(4) 時間外システム用ソフトウェア保守委託に係る完了検査について、契約事務取扱規程に基づき検査員が署名した検査書により主管課長に対して報告する必要があったが、平成31年4月分の検査書は課長決裁を得ておらず、令和元年9月分及び令和2年1月分の検査書は検査員の署名のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。  
(人事課)

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

### [文化スポーツ観光部]

#### 1 支出に関する事務

(1) 予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、浦賀奉行所開設300周年事業打ち合わせに係る函館市役所への出張旅費（調達依頼分）の支出について、令和元年10月1日に用務が終了したにもかかわらず、同年10月24日に精算手続きが行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。  
(企画課)

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じた

ものであった。今後は、同規則を確認し適正な事務処理を行うよう、部内に周知徹底した。

(2) 次の旅費の支出において、市外出張に係る旅費額の算出誤りにより支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

- ・浦賀奉行所開設300周年事業打ち合わせに係る函館市役所への出張旅費  
(委託対象外、後払い分)
- ・日本遺産サミットin高知出席に係る出張旅費 (企画課及び観光課)

#### **措置の内容**

支給超過分について、戻入手続きを行った。

今回の指摘事項の原因は、消費増税に伴う運賃改定の確認不足により生じたものであった。今後は、旅費の支給において適正な事務処理を行うよう、部内に周知徹底した。

(3) 専門委員の報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、その月分の報酬は翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、文化行政専門委員報酬について、4月分及び5月分が令和元年7月12日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。(文化振興課)

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、同条例に基づき支給期間を遵守するよう周知徹底した。

(4) 非常勤特別職員の日額による報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することと規定されているが、次の報酬の支出について、支給が遅延していたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・令和元年度第2回横須賀市スポーツ推進審議会出席委員報酬(令和元年11月8日開催分、同年12月19日支給)

- ・ 体育功労者選考委員会出席委員報酬（令和元年 8 月 22 日開催分、同年 10 月 1 日支給）
- ・ 商業振興補助事業審査委員会出席委員報酬（令和元年 6 月 27 日開催分、同年 8 月 2 日支給）（スポーツ振興課及び商業振興課）

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、会議終了後に速やかに対応し、同条例に基づいた適切な事務処理を行うよう周知徹底した。

### **[健康部]**

#### **1 予算の執行に関する事務**

- (1) 一般会計から病院事業会計に対する出資金（市民病院分及びうわまち病院分）の支出について、病院事業会計では、地方公営企業法第17条の2第1項第2号（当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費）に該当する義務的経費として一般会計に対して出資金を請求していたが、一般会計から病院事業会計への出資金の支出に係る予算執行伺では、同法第18条（出資）に基づく任意の出資金の支出として事務処理が行われていた。

本件出資金は、その性質及び目的から、同法第17条の2（経費の負担の原則）の規定に基づく地方公共団体の一般会計において義務的に地方公営企業の経費を負担する出資であると認められることから、一般会計においては、今後は適正な事務処理に改められたい。（地域医療推進課）

#### **措置の内容**

今後は、出資金の支出において関係法令に留意するとともに、回議の過程においても関係法令を確認するよう、部内において周知徹底した。

- (2) 専決規程では、健康安全科学センター所長の2日以上市外出張については、部長専決事項と定められているが、令和元年度第70回地方衛生研究所全国協議会総会への参加に係る出張命令書（乙様式）において、健康安全科学センター所長の2日以上市外出張を同所長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

## 2 支出に関する事務

旅費の支出において、令和元年7月分の旅費（在宅医療・介護連携推進事業）の算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。（地域医療推進課）

### 措置の内容

旅費の支給不足については追給した。今後は、旅費の支給について適正な事務処理を行うよう徹底した。

## 3 契約に関する事務

(1) 次の業務委託の随意契約理由書において、随意契約とする場合の地方自治法施行令の適用条項が第167条の2第1項第1号該当(契約規則第21条第6号の規定による50万円を超えない額の業務委託契約)と記載されていたが、いずれも予算執行額と不整合なものとなっていたので、随意契約とするのであれば、同令の適合する条項を随意契約理由書に記載するよう、今後は適正な事務処理に改められたい。

- ・馬門山墓地樹木剪定業務委託（台風処理分）

契約日 令和元年9月9日 予算執行額 626,400円

- ・馬門山墓地樹木植栽管理業務委託（台風19号処理分）

契約日 令和元年11月11日 予算執行額 2,342,000円

(健康総務課)

### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、随意契約とする場合の地方自治法施行令の適用条項の確認不足から生じたものであった。今後は、同令の適合する条項を確認し、随意契約理由書に記載するよう、部内において周知徹底した。

(2) 令和元年11月25日付け契約の馬門山墓地樹木植栽管理業務委託（台風19

号処理分) について、契約先の選定理由を明らかにする資料が添付されな  
いまま契約手続が行われていたので、今後は適正な事務処理に改められ  
たい。  
(健康総務課)

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約手続における必要書類の確認不足から生  
じたものであった。今後は、契約手続において必要書類の確認を徹底する  
とともに、回議の過程においても必要書類を確認するよう、部内において  
周知徹底した。

- (3) 市民病院火災報知設備その他更新工事の工事請負変更契約書に横須賀市  
長の印が押印されていなかったため、契約書を作成する場合には、  
地方自治法第234条第5項の規定に基づき契約書に記名押印を適正に行う  
よう、工事の積算等を所管した部署に申し入れられたい。

(地域医療推進課)

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約書の確認不足から生じたものであったの  
で、積算等を所管した部署に対し、確認を漏れなく実施し適正な事務処理  
に改めるよう申し入れた。

### [市議会事務局]

#### 1 支出に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則では、支出負担行為に必要な主な書類のうち債権  
者の請求書は、市長あてのものでなければならないと規定されている。し  
かし、令和元年度旧軍港市議会議長会要望活動負担金の支出において、債  
権者の請求書が横須賀市議会議長あてのものであったため、今後は、予算  
決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(市議会事務局総務課)

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の確認不足から生じた  
ものであり、担当職員に対し研修を行うとともに、局内においても予算決  
算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。



- (2) 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、資料購入費（新聞購読料）が添付した領収書と異なる金額で計上されているものがあつた（計上過多9円）ので、市議会事務局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

（市議会事務局総務課）

#### 措置の内容

誤報告のあつた資料購入費については、政務活動費収支報告書（4月分）の減額訂正を行い、超過支払額9円について返還された。

今回の指摘事項の原因は、政務活動費収支報告書の審査にあたり記載事項の確認不足から生じたものであり、担当職員に対し研修を行うとともに、局内においても適正な審査事務を行うよう周知徹底した。

- (3) 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、証拠書類と政務活動費収支報告書に記載された調査研究費の金額が合致しないものがあつたので、市議会事務局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

（市議会事務局総務課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、政務活動費収支報告書の審査にあたり記載事項の確認不足から生じたものであり、担当職員に対し研修を行うとともに、局内においても適正な審査事務を行うよう周知徹底した。

- (4) 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則では、債権者から徴した領収書は、必ず品名の記入のあるものとする規定されている。しかし、2件の政務活動費収支報告書について、「封筒・紙代」及び「プリンタFAX等インク代」それぞれの購入に係る領収書に品名の記入のないものがあつたので、市議会事務局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

（市議会事務局総務課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、政務活動費収支報告書の審査にあたり記載事項の確認不足から生じたものであり、担当職員に対し研修を行うとともに、局内においても適正な審査事務を行うよう周知徹底した。